

# 地震火災対策の推進について

## — 感震ブレーカーの普及推進 —

総務省消防庁予防課予防係総務事務官

高木 亮二

### 1. はじめに

令和6年1月1日(月)午後4時10分、石川県能登地方を震源とする地震(マグニチュード7.6、最大震度7)が発生した。

この地震では、新潟県、富山県、石川県において、強い揺れや津波の発生に伴い、火気設備や電気配線等を要因とする火災が計17件発生し、輪島市朝市通り周辺では大規模な市街地火災となった。管轄する奥能登広域圏事務組合消防本部では、半島という地理的制約がある中、道路損壊等により陸路での地元外からの早期応援が困難な状況下で、水道管の破断により多くの消火栓が使用不能となるなど、限られた消防力での消火活動を余儀なくされた。

また、住民が避難することによる火災の発見・通報、初期消火の遅れなど大規模地震時の火災予防や、都市構造の不燃化や密集市街地の整備改善、建築物等の耐震化の促進などまちづくりの面でも課題が確認された。

消防庁では、これらの課題に関し検討を行うため、令和6年3月より、「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、同年7月に報告書が取りまとめられたことを踏まえ、大規模地震時の電気火災対策として、感震ブレーカーの普及推進に関する取組について本誌でその内容を紹介する。

### 2. 輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会

#### (1) 検討会の目的

令和6年能登半島地震により、輪島市朝市通り周辺において発生した大規模火災における原因調査の結果等を踏まえ、消防活動等の検証を行い、今後取り組むべき火災予防、消防活動、消防体制等の充実強化のあり方について検討を行った。

なお、検討会では、まちづくりの観点についても検討が行われたことから国土交通省住宅局と共同事務局で開催した。

- 検討会委員：15名(有識者、都道府県、市町村長、消防関係)
- 検討期間：令和6年3月～同年6月
- ※オブザーバー：関係省庁および条件不利地域の首長がオブザーバーとして参画

#### (2) 検討会での検討事項

- ①地元消防本部等の体制強化
- ②応援部隊の体制強化
- ③地震火災対策の推進

※本稿では、国土交通省住宅局所管のまちづくりの項目は除くものとする。

#### (3) 検討会報告書の主な内容

##### ①地元消防本部等の体制強化

ア 震災時の木造密集地域での活動について勘案した計画の策定等

震災時に木造密集地域で火災が発生した場合に備え、各消防本部において、管内に必要な消防力の確保に努めるとともに、有限な消防力を効果的に活用し消火活動を行うために「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会報告書」の提言に基づき策定している木造密集地域における火災防ぎょ計画について、優先的な部隊投入、消防水利の指定や延焼阻止線の設定など震災時に対応できる計画として見直しを行うことが必要である。

イ 津波の状況に応じた活動のための効果的な情報収集等

各消防本部は、气象台とのリスクコミュニケーションを通じて、管内地域における津波災害のリスクや特徴について理解を深めるとともに、津波災害時に連携できる体制を構築(ホットラインの構築等)しておくことが必要である。

ウ 津波時の浸水想定区域での活動について勘案した計画の策定等



資料：三重県防災航空隊撮影

写真-1 輪島市河井町火災現場周辺

各消防本部においては、安全・的確に消防活動を行っていくため、活動時間や活動エリアの設定、退路の確認、安全管理、情報連絡体制等の計画等の策定を推進することが必要である。

なお、津波による影響は地域ごとに違うため、計画の策定に当たっては地域特性や過去の災害事例を考慮するとともに、都道府県や市町村の担当部署とも連携しつつ、气象台など専門家の意見を踏まえた計画の内容にすることが必要である。

また、各消防本部においては、被害想定の変更や新たな技術革新に応じた、定期的な計画等の見直しや、計画に基づき平時から関係機関を交えた訓練を実施し、津波時の災害に備えるとともに、必要に応じ計画を見直すことが必要である。

エ 消防水利の確保が困難である場合等における消火方策

消防水利の確保が困難である場合や津波警報下で浸水想定区域内の火災現場に部隊を投入できない場合は、火災の延焼拡大のおそれがあることから、航空機により延焼方向への予備散水を行うことで、周囲への延焼阻止など一定の効果が見込まれると現場指揮者等が判断した場合は、空中消火を要請することが考えられる。

このため、市街地の空中消火について、あらかじめ都道府県の防災航空隊等と連携し、空中消火を実施する条件、要請手順、空中消火の散水要領等について定めた空中消火計画の策定を推進することが



写真-2 火災の早期覚知等のためのドローン



写真-3 海水利用型消防水利システム  
(スーパーポンパー)

必要である。

オ 火災の早期覚知、情報収集のためのドローン、高所監視カメラ等の整備促進

地震・津波発生時は地域住民が避難することで火災等の覚知が遅れることが懸念されるため、各消防本部は、管内の災害状況を迅速・的確に把握するため、ドローンや高所監視カメラ等の整備を行うことが必要である(写真-2)。

カ 消防署等、消防施設の耐震化・機能維持

大規模災害等において、迅速に出動する体制を確保するため、消防本部、指令センター、消防署、出張所等の消防施設における耐震化や設備・資機材の転倒防止を図ることや、津波浸水想定区域外への移転、非常電源設備の整備等により消防防災拠点としての機能を維持するための対策を講ずることが必要である。

また、指令システムがダウンした時に備えた通報受付マニュアルの策定や、119番回線のう回経路の整備などを行うことが必要である。

キ 消防水利の確保

(ア) 耐震性貯水槽の設置促進

各消防本部において、地震・津波災害時の大規模火災現場での消防活動に必要な放水量を確保するため、大容量耐震性貯水槽の整備や、分散配置、津波災害時の活動の安全を勘案した追加配置等の対策を講じておくことが必要である。

また、既存の防火水槽について、周囲の家屋や施設等の倒壊等による影響および津波浸水想定区域内にあることについて再点検し、地震時に的確に使用できる

よう建物倒壊等の影響を受けない区域への移設などの対策を講じておくことが必要である。

(イ) 無限水利の活用

a 海水利用型消防水利システム(スーパーポンパー)等の整備と浸水想定区域外からの遠距離送水計画の策定促進(写真-3)

地震や津波発生時の大規模火災現場において、継続的な放水量を確保するため、津波浸水想定区域外にある河川等の自然水利を活用し、大容量かつ遠距離の揚水、送水が可能な海水利用型消防水利システム等の車両の整備を推進するほか、地域の実情に応じ、河川等の水利指定や部署位置、必要な車両台数等について定めた遠距離送水計画の策定を推進することが必要である。

b 低水位河川でも使用可能な資機材(ディスクストレーナー等)の整備促進

地盤が隆起して河川の水位が低水位になった状況でも、河川に部署した消防車両が確実に取水し、消火活動に必要な放水量を確保するため、低水位河川でも取水可能なディスクストレーナー等の整備を推進することが必要である。

ク 消防団の充実など地域防災力の強化  
今後発生が危惧される大規模災害等において、消防団の出動体制を確保するため、消防団拠点施設(詰所)の耐震強化や、狭隘な道路や悪路でも通行できる機動性の高い小型車両等の整備を推進することが重要である。なお、地震の揺れにより、消防団車両が消防団拠点施設(詰所)のシャッターに衝突し、出動まで時間を要した事例があったことから、車輪止めを確実に設置し、車両への影響を最小限にするなど、適切な車両の維持管理や定期的な点検整備を行うことにも留意する必要がある。

消防団の迅速な災害対応を確保するため、女性や経験が浅い団員も含め、全ての団員が比較的容易に使用できる小型化・軽量化された救助用資機材等の整備を推進するとともに、迅速な情報収集が可能なドローンや、災害情報や団員の出動状況の共有等が可能なアプリケーションなどのデジタル技術の活用を進めることが必要である。

なお、初動対応能力の向上の観点から、救助用資機材等の取扱訓練や、ドローンを活用した実践的な訓練を行うことも重要である。

さらに、地域防災力の強化のために、自主防災組織や防災士等の多様な主体と消防団が、防災知識啓発や訓練等の取組を通じて、日頃から連携を深めることが重要である。

上記のとおり、消防団の災害対応能力の強化に取り組む必要がある一方、全国的に減少が続く消防団員の確保も大きな課題である。このため、女性や若者などの入団促進に向けた広報や、処遇の改善、機能別団員・機能別分団制度や消防団協力事業所表示制度の活用、企業や大学等と連携した入団促進への取組など、消防団の更なる充実に取り組むことが必要である。

② 応援部隊の体制強化

ア 悪条件下での進出・活動を可能とするための車両の小型化、資機材の軽量化

道路が狭隘でも通行可能で人員輸送等が可能な車両や、悪路等の悪条件下でも救助可能な車両等を配備するとともに、緊急消防援助隊の陸路以外での柔軟な進出に向けた部隊編成および出動計画等の見直しを行う必要がある。

また、電動式で小型軽量の資機材一式(電動チェーンソー、電動コンピツール等)をパッケージ化し、全国の緊急消防援助隊に整備するなど、迅速な被災地進出により、初動期の活動体制の更なる強化を図る必要がある。

イ 小型車両等を有する先遣部隊の編成、ピストンによる進出

道路事情が悪い場合において、被災地へ人員・資機材をピストン輸送できるよう、普通車クラスの車両や軽量の資機材の配備(人員輸送車、小型救助車等)、それらの車両等を有する先遣部隊の編成など体制を整備することが必要である。

ウ 空路・海路での応援部隊および車両・資機材の投入、関係機関との連携強化

平時より空路進出(自衛隊ヘリコプターによる人員輸送や、自衛隊輸送機による人員および車両輸送)や海路進出(海上保安庁巡視船等による人員輸送)が迅速に行えるよう、関係機関との円滑な連携に向けた体制整備、連携訓練、関係機関の輸送機等で輸送可能な消防車等の確定などの対応が必要である。このほか、道路啓開技術を有する民間建設業者との協力体制を事前構築しておくことも重要である。

### ③地震火災対策の推進

#### ア 地域における火災予防の推進

家具転倒防止対策、耐震自動消火装置の付いた火気設備、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器等の普及を推進することが必要である。

まちぐるみでの消火器等を用いた初期消火や飛び火警戒の訓練、シミュレーションやDIG (Disaster Imagination Game, 災害図上訓練) を用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ、住民の防災意識の向上を図ることが必要である。

なお、実災害時において、初期消火や飛び火警戒を実施する際は、建物倒壊や火災の延焼拡大、津波浸水等により逃げ遅れることがないように、安全に留意し可能な範囲で対応するよう訓練時等に指導することが必要である。

#### イ 大規模地震時の電気火災対策

近年の大規模地震においては、電気に

起因する火災が多く発生していることから、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカー等の普及を積極的に推進することが必要である。

これに当たり、防災基本計画（令和6年6月28日修正）において感震ブレーカーの普及が位置付けられたことを踏まえ、地域防災計画の見直しを実施することが必要である。

## 3. 地震火災と感震ブレーカー

### (1)地震火災について

大規模地震時における火災の発生について、阪神・淡路大震災や東日本大震災の際においては、発生した火災の半数以上が電気に起因するもので、これまでも大規模地震時の電気火災を抑制するため、検討が行われてきた（図-1, 2）。

### (2)感震ブレーカー

感震ブレーカーは、地震を感知すると電気を遮断する機能を持つ装置であり、「分電盤タイプ」や「コンセントタイプ」、「簡易タイプ」などの製品があり、電気火災を減らす上で大きな役割を果たすことが期待されるものである（図-3）。

また、タイプによって、作動精度や付与できる機能が異なることから、こうした特徴を踏まえた選択が必要である。

#### ①分電盤タイプ

分電盤に内蔵されたセンサーによって揺れを感知し、ブレーカーを落として電力供給を遮断するタイプ。

#### ②コンセントタイプ

コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、当該コンセントからの電力供給のみを遮断するタイプ。

#### ③簡易タイプ

感震機能を持たない分電盤に取り付け、

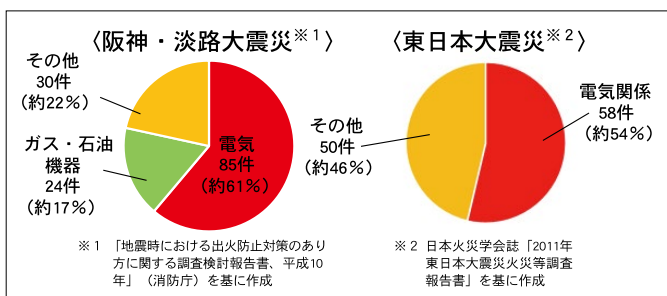


図-1 過去の大規模地震時における火災の発生状況

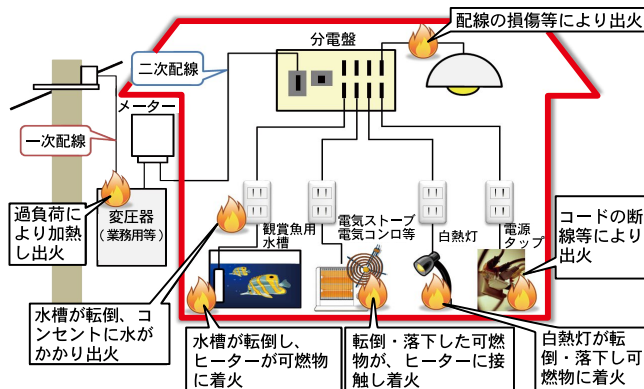


図-2 電気に起因する出火の可能性がある主な部位（感震ブレーカーの設置により赤枠内（二次配線を除く）の火災を防ぐことが可能）

	分電盤タイプ (内蔵型)	分電盤タイプ (後付型)	コンセントタイプ	簡易タイプ
機器概要	分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。
価格	約5万円～8万円 (標準的なもの)	約2万円	約5,000円～2万円	3,000円～4,000円程度
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感震性能が高く、専門工事業者による設置のため、作動の信頼性が高い。</li> <li>●感震後、通電の遮断までに一定の待機時間（3分程度）が設定されており、その間は照明が確保される。 ※待機時間は変更可能。</li> <li>●待機時間後には、建物全体にわたり通電が遮断されることから、在宅用医療機器等を設置している場合、停電に対処できるようバッテリー等を備えることが必要。</li> <li>●電気工事が必要。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●設置方法による作動の信頼性のばらつきが小さい。</li> <li>●作動時においても未設置のコンセントへの通電は確保されることから、通電の遮断に伴う避難等の支障は小さい。 ※コンセント以外の配線、コンセントまでの屋内配線及び未設置のコンセントで発生する火災は予防できない。</li> <li>●電気工事が不要なタイプ（コンセント差込型）と必要なタイプ（コンセント埋込型）の両者がある。</li> <li>●電気製品の種別、レイアウトの変更等に応じた効果的な設置、継続的な対応が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ユーザー自ら取付けるため、設置方法に伴う作動の信頼性にばらつきが生じるおそれがある。</li> <li>●作動すると通電が一斉に遮断されることから、別途、避難用の照明等の確保が必要。</li> <li>●在宅用医療用機器を設置している場合、停電に対処できるようバッテリー等を備えることが必要。</li> <li>●電気工事不要。</li> <li>●既設分電盤の形状によっては、取付け困難な場合がある。</li> </ul>
注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感震ブレーカー等の設置の有無に関わらず、地震発生後に自宅から避難する際にはブレーカーを切ることも重要である。</li> <li>●復電する場合には、事前にガス漏れ等がないことの確認や、電気製品の安全の確認が必要である。</li> <li>●夜間等に大規模な地震が発生し、感震ブレーカー等が作動した場合、避難時の照明が確保できない可能性がありますので、一般的な防災対策としても、停電時に作動する足元灯や懐中電灯などの照明器具を常備してください。</li> <li>●感震ブレーカー等の設置場所における揺れは、住宅の構造や耐震・免震機能、階層、設置される壁の剛性や開口部の場所等によっても大きく異なります。このため、実際の地震時における感震ブレーカー等の作動は、必ずしも各地の計測震度分布と同等に作動するものではなく、それぞれの家屋の特性等に応じて、屋内において家具の転倒等が生じる程度の大きな揺れが発生した場合に、電熱器具等への通電が遮断されることを期待するものである点について、設置者における理解と周知を図る必要があります。</li> </ul>			

図-3 感震ブレーカーの効果と種類

揺れによるおもりの落下や、感震センサーによるバンドの作動によりブレーカーのノブを操作し、電力供給の遮断を補助するタイプ。

### (3) 感震ブレーカーの普及に関するこれまでの取組

平成27年には、「大規模地震時の電気火災の抑制に関する検討会」（内閣府）が開催され、「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」や、『「地震時等の電気火災の発生・延焼等の危険解消に取組むべき地域」の指定に関する地方自治体向けガイドライン」が策定された。平成28年には、内線規程（一社）日本電気協会）において、感震ブレーカーの設置について、「地震時等に電気火災の発生・延焼等の危険解消に取組むべき地域」の住宅などへの勧告や、それ以外の住宅への推奨がなされている。

また、内閣府、消防庁、経済産業省では合同で広報用チラシを作成し、積極的に普及啓発活動を行ってきた。

## 4. 感震ブレーカー普及推進に関する取組

### (1) 普及推進に関する会議の実施

輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会を踏まえて、感震ブレーカーの普及推進をするために、有識者、感震ブレーカー製造業者や送配電事業者をはじめとする関係団体、内閣府、国土交通省、経済産業省等により構成される「住宅用火災警報器・感震ブレーカー設置・維持管理対策会議」「住宅防火対策推進懇談会」を令和6年10月から開催し、感震ブレーカーの普及推進に関する具体的な計画の策定を行う際の留意事項および感震ブレーカーの普及推進に関する計画（例）について検討した（写真-4）。[https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/post-166.html](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-166.html)

### (2) 感震ブレーカーに関する各地域の実態把握

内閣府と共同で全国の地方公共団体に対し、感震ブレーカーの普及推進に向けた取組状況に関するアンケート調査を実施した。令和6年10月から12月に行った結果の概要は以下のとおりである。（全都道府県・全市区町村から回答）

[https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/items/post-166/04/shiryou4.pdf](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-166/04/shiryou4.pdf)

### ① アンケート調査の内容

- ・地方公共団体による設置・購入に対する支援状況（図-4）
- ・設置・購入支援の対象機器タイプ、支援割合（図-5）
- ・支援事業対象地域
- ・普及推進実施状況
- ・支援事業推進について苦労した点
- ・普及に向けた今後の課題等

### ② 調査の結果概要

- ア 設置・購入に対する支援状況
- ・都道府県の支援有り 10自治体
  - ・市区町村の支援有り 200自治体
- イ 設置・購入支援の対象タイプ
- ・全タイプ 95自治体
  - ・分電盤（内蔵型・後付型）40自治体
  - ・簡易タイプのみ 29自治体
  - ・その他 46自治体
- ウ 支援事業推進について苦労した点
- ・感震ブレーカーの必要性の周知 101件
  - ・事業内容の周知 100件
  - ・通電火災の危険性の周知 51件

### エ 普及に向けた今後の課題

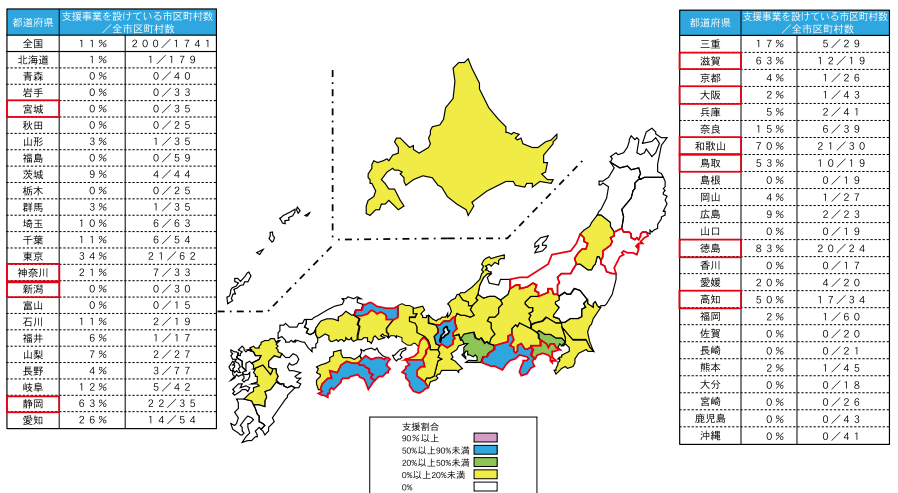
- ・感震ブレーカー認知度の向上 1404件
- ・感震ブレーカーの必要性の認知度の向上 1397件
- ・通電火災に対する注意喚起 911件

### (3) 令和6年度の主な検討結果

令和6年度の対策会議等における検討結果として、「感震ブレーカーの普及推進に関する計画策定の際の留意事項」および「感震ブレーカーの普及推進に関する計画（例）」をとりまとめ、令和6年度3月に通知を行った。通知文では、都

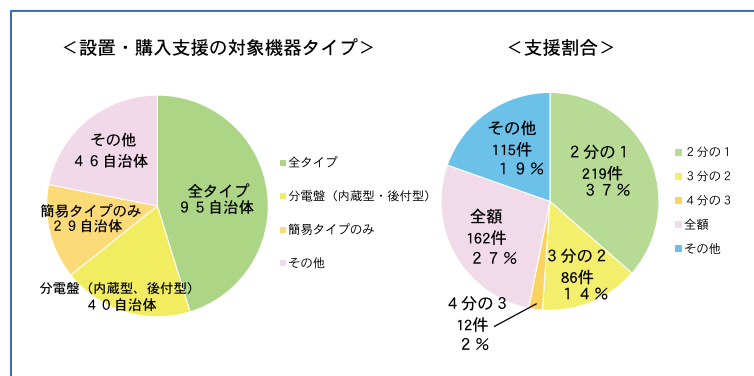


写真-4 第2回住宅防火対策推進懇談会（令和7年2月20日）



各都道府県における市区町村の支援実施状況を表したものである。（都道府県の支援状況は数値に含まない）  
赤枠については、都道府県の支援実施状況を表したものである。

図-4 都道府県別感震ブレーカーの設置支援状況等



※割合については、四捨五入により必ずしも合計値が100%とならないことがある自治体により複数のタイプや支援割合を対象としている

図-5 感震ブレーカーの設置・購入支援の対象機器タイプ、支援割合

道府県と市区町村のそれぞれに対して計画（例）を示している。

#### ①感震ブレイカーの普及推進に関する計画策定の際の留意事項（概要）

感震ブレイカーの普及推進に関する計画を策定する際の留意事項として、普及推進における基本的な考え方、計画における各項目の進め方、都道府県と市区町村との役割分担等、取組の推進にあたって参考となる情報（以下ア～カ）に留意しつつ、各地方公共団体においては、地域の実情に応じた感震ブレイカーの普及推進に関する計画を策定されたい。

ア 地震時には、火災の同時多発等により、消火困難となり被害が拡大するおそれがある。過去の大規模地震において、電気に起因する火災が多数発生していることを踏まえ、感震ブレイカーの設置を進めることが必要である。特に、木造密集市街地等の出火・延焼危険性が高い地域については、重点エリアとして優先的に設置を進めることが必要である。

イ 都道府県および市区町村においては、地域防災計画において感震ブレイカーの普及推進を位置づけるとともに、計画（例）を参考に、感震ブレイカーの普及推進に関する具体的な計画を策定することが重要である。

ウ 全国の地方公共団体に対するアンケート調査では、多くの地方公共団体が今後の課題として「感震ブレイカーの認知度や通電火災の危険性に対する認知度の向上が必要である」と回答していることを踏まえ、重点的な広報啓発に取り組むことが必要である。

エ 感震ブレイカーの普及を効果的に進めるためには、地方公共団体の防災関係部局や消防機関のみならず、福祉関係部局などの関係部局、電気関係事業者や住宅関係事業者等の関係者と連携し、普及推進体制を構築する必要がある。各地域の実情に合わせた構成とすることが重要である。

オ 普及推進にあたっては、新築住宅に対しては分電盤タイプ（内蔵型）、既存住宅に対しては分電盤タイプ（後付型）の設置を進めるとともに、木造密集市街地等においては、必要に応じて簡易タイプやコンセントタイプも活用しながら速やかに設置を進めていくことが重要である。

カ 各地域において、計画の策定後は、重点エリアを中心に必要に応じて設置

支援を行うことや、地域の実情に合わせて計画を更新することにより、PDCAサイクルを通じて普及率の向上に努めることが重要である。

②感震ブレイカーの普及推進に関する計画（例）の概要感震ブレイカーの普及推進にあり、取組の具体的な内容は以下のとおりである。

#### ア 感震ブレイカーに関する広報啓発

地震火災の予防の観点から、感震ブレイカーについて、住民の理解を促進し、円滑な普及推進を図るため、関係者と連携し、幅広く普及啓発を行う。

#### イ 感震ブレイカーの普及推進体制の構築

地方公共団体において、それぞれの地域の火災予防や地震対策の推進体制を基礎としつつ、感震ブレイカーの普及推進における主な関係者との協働体制を構築する。

<感震ブレイカーの普及推進関係者（例）>

- ・関係部局（防災部局、都市整備部局等）
- ・都道府県内の市区町村、消防本部
- ・住宅関係者（住宅産業協会等）
- ・電気関係者（電気保安協会、送配電事業者等）
- ・福祉関係者（社会福祉協議会等）
- ・教育関係者（教育委員会、こども会連合会等）
- ・防災関係者（防災協会等）
- ・女性防火クラブ
- ・商工会
- ・マスメディア（テレビ局、ラジオ局等）
- ・消費生活センター
- ・保険関係者（共済組合、損害保険協会等）
- ・その他（各地域に繋がりのある団体）

#### ウ 重点エリア等への対応

地方公共団体においては、大規模火災に至る危険性が高いエリアについて、都道府県と市区町村が連携し重点エリアとして設定する。連携の内容としては、市区町村が指定する重点エリアを都道府県が把握するとともに、必要に応じて都道府県から市区町村へ助言を行う。具体的には、火災延焼の危険性（築年数が経過した木造住宅が密集、道路狭隘等）、当該地域における過去の被災状況（過去の地震災害や火災等）を踏まえ、重点エリア等を設定する。

エ 感震ブレイカーの設置状況の把握等管内における感震ブレイカーの設置状況を把握する。実施にあたっては、具体的な調査内容および実施方法について都道府県と市区町村が調整を行うことが考えられる。なお、設置状況の把握は定期に行うことが望ましい。調査結果を踏まえ、必要に応じて取組内容の見直し等を行う。

オ 感震ブレイカーの設置に係る支援等感震ブレイカーの普及を推進する上で、各地域の状況に応じ、購入や取付に係る支援（補助制度）も重要である。補助制度については、市町村と都道府県が連携して実施するほか、都道府県独自、市区町村独自の補助制度も考えられる。

### （4）消防庁における普及推進に向けた今後の取組等について

①地方公共団体の行う感震ブレイカーの普及啓発に要する経費について、特別交付税措置の対象であることの明確化が図られた（対象となる普及啓発（例）：ポスター・チラシ・リーフレットの作成費や配布するためのポスティング経費など）。

②火災予防条例において、各地方公共団体における感震ブレイカーの普及促進を位置づけることを予定している。

## 5. おわりに

今後、全国の自治体、消防本部等において、地域の実情を踏まえた消防活動計画等の策定や必要な資機材等の整備、感震ブレイカーの普及推進により地震火災対策などが着実に実施されることで、消防防災力の向上が図られていくこととともに、消防庁においても、消防本部や地域の声に耳を傾け、時代に即した消防防災力の向上に全力を尽くしていく所存である。

#### 【参考文献】

- 1) 総務省消防庁 「輪崎市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」報告書、2024年7月  
[https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/items/post-149/03/houkokusyo.pdf](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-149/03/houkokusyo.pdf)
- 2) 総務省消防庁「感震ブレイカーの普及推進に関する計画の策定等について」（令和7年3月28日消防予第140号）  
[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20250328\\_hukyusuishinikeikaku.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20250328_hukyusuishinikeikaku.pdf)